

区分	回答項目	回答数	%
A	効果が期待できない	0	0.0%
B	事業場・受診者のニーズがない	26	21.1%
C	実施のためのノウハウがない	7	5.7%
D	経費がかかる	10	8.1%
E	手間がかかる	8	6.5%
F	事業場からの依頼がない	38	30.9%
G	契約内容に含まれない	19	15.4%
H	対応できるスタッフがない	13	10.6%
I	その他の理由	2	1.6%
	無回答	140	-
	計	263	100.0%

[Iの「その他の理由」の内容]

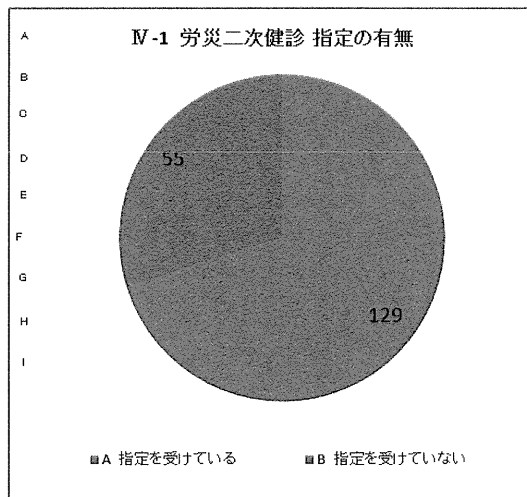
医師、保健師だけでは、時間、人件費がない。（指導経験10年以上の管理栄養士などに別資格を考えてはどうか？）

現在は、健診結果説明～栄養・運動・保健指導までの実施のみ

IV 労災二次健康診断

IV-1 労災二次健康診断に係る指定の有無

労災二次健康診断に係る指定の有無の質問に対する回答は、「指定あり」は129健診機関（70.1%）で、「指定なし」は55健診機関（29.9%）であった。健康診断関係の保険給付であるために指定を受けている健診機関の割合が高いといえる。



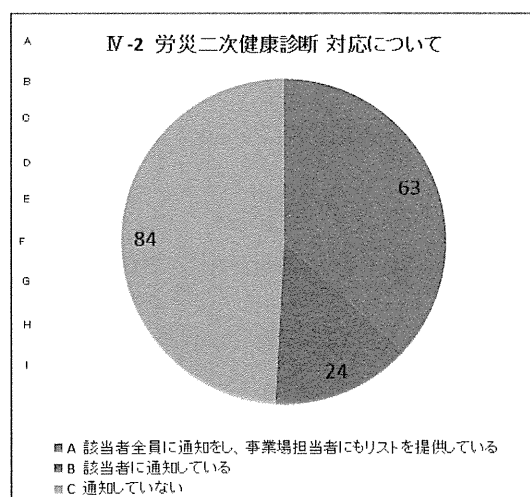
区分	回答項目	回答数	%
A	指定を受けている	129	70.1%
B	指定を受けていない	55	29.9%
	無回答	6	-
	計	190	100.0%

[参考] 労災保険・二次健康診断等給付データ（全国）（厚生労働省）

二次健康診断等給付指定医療機関数	約5,800医療機関
二次健康診断等給付件数・金額 (平成24年度)	件数：30,244件 金額：約857百万円

IV-2 労災二次健康診断の対応

一般健康診断（一次健康診断）の結果、労災二次健康診断の要件に該当する者への対応について質問した結果、「該当者全員に通知をし、事業場担当者にもリストを提供している」と回答した健診機関は 63 健診機関（36.8%）、「該当者に通知している」と回答した健診機関は 24 健診機関（14.0%）であり、これらの通知している健診機関が 50.8%であるのに対して、「通知していない」と回答した健診機関は 84 健診機関（49.1%）を上っている。該当しているにもかかわらず、そのおよそ半数が通知されていないのは、過労死（脳血管疾患及び虚血性心疾患等）の予防対策が十分には機能していない。



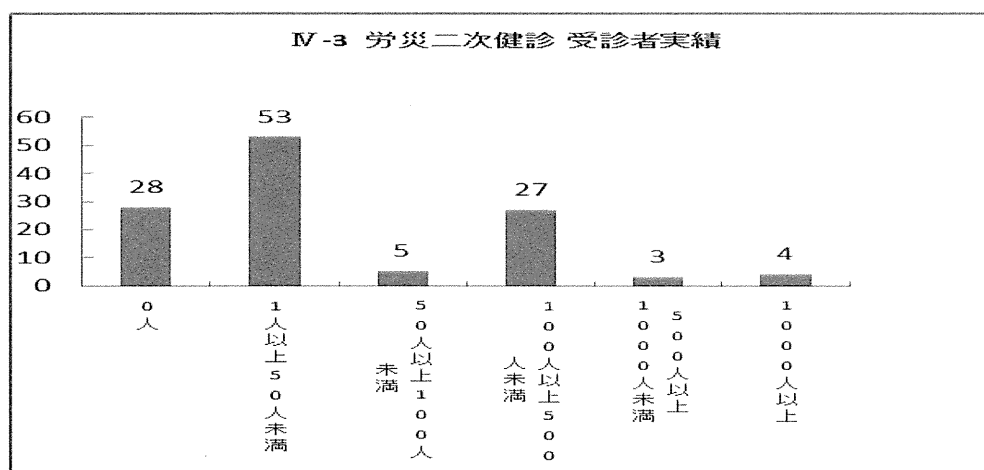
区分	回答項目	回答数	%
A	該当者全員に通知をし、事業場担当者にもリストを提供している	63	36.8%
B	該当者に通知している	24	14.0%
C	通知していない	84	49.1%
	無回答	20	-
	計	191	100.0%

注 この質問は複数回答を求めているが、回答において複数回答があったために、「計」が回答健診機関数 190 を超えている。

IV-3 労災二次健康診断の実績

(1) 受診者数

労災二次健康診断の実績を聴いたところ、「0人」との回答が 28 健診機関 (23.3%)、「1人以上 50人未満」の範囲で回答した健診機関が 53 健診機関 (44.2%) であり、これらで 67.8%を占めている。「100人以上 500人未満」の範囲で回答した健診機関が 27 健診機関 (22.5%) であった。全体の平均人数は 210 人である。この結果からみても本制度への取組みは十分ではない。

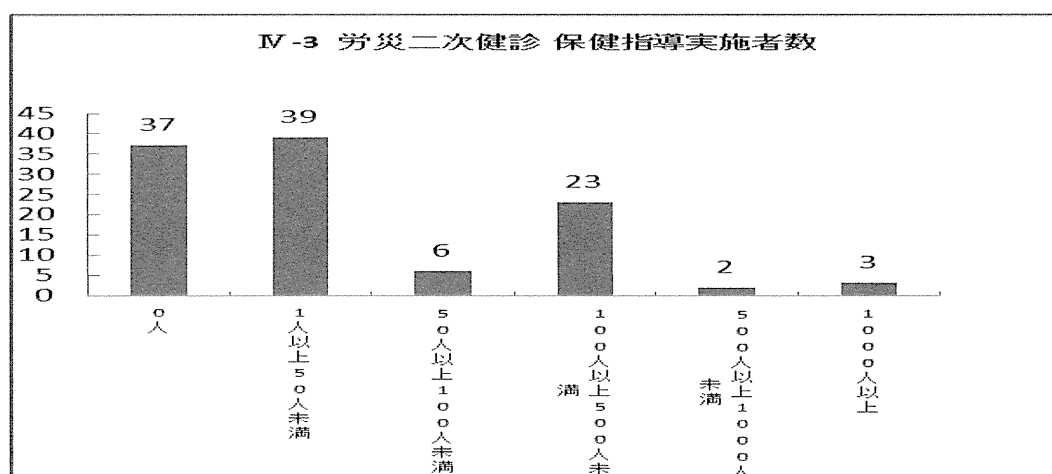


区分	回答項目	回答数	%
A	0人	28	23.3%
B	1人以上 50人未満	53	44.2%
C	50人以上 100人未満	5	4.2%
D	100人以上 500人未満	27	22.5%
E	500人以上 1000人未満	3	2.5%
F	1000人以上	4	3.3%
	無回答	70	-
	計	190	100.0%
	平均	210人	

IV-3 労災二次健康診断の実績

(2) 受診者のうち特定保健指導実施者数

労災二次健康診断を受診した者のうちの特定保健指導を受けた者の人数を聞いたところ、「0人」との回答が37健診機関（33.6%）、「1人以上50人未満」の範囲の回答が39健診機関（35.5%）で、これらで69.1%であった。また、平均人数の127人を見ても、労災二次健康診断を受診したにもかかわらず、特定保健指導を受けていない者が少なからずいることを示していた。

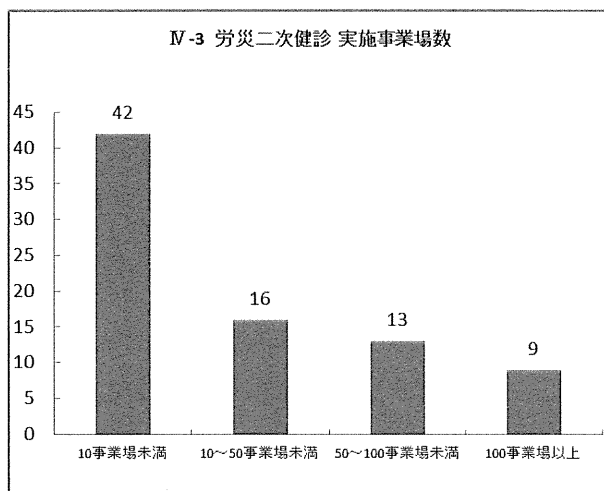


区分	回答項目	回答数	%
A	0人	37	33.6%
B	1人以上50人未満	39	35.5%
C	50人以上100人未満	6	5.5%
D	100人以上500人未満	23	20.9%
E	500人以上1000人未満	2	1.8%
F	1000人以上	3	2.7%
	無回答	80	-
	計	190	100.0%
	平均	127人	

IV-3 労災二次健康診断の実績

(3) 労災二次健康診断実施事業場数

労災二次健康診断の実施事業場数について聴いた結果は、「10未満」の範囲で回答した健診機関が42健診機関（52.5%）と半数を占め、次いで「10～50未満」の範囲で回答した健診機関が16健診機関（20.05%）、「50～100未満」の範囲で回答した健診機関が13健診機関（16.3%）などであった。平均事業場数は42事業場である。

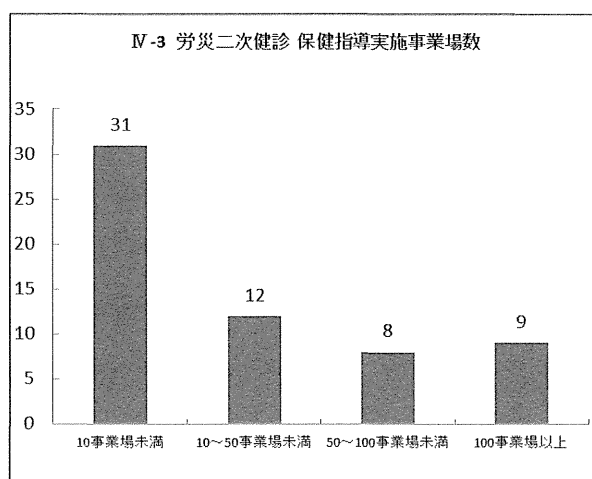


区分	回答項目	回答数	%
A	10 事業場未満	42	52.5%
B	10～50 事業場未満	16	20.0%
C	50～100 事業場未満	13	16.3%
D	100 事業場以上	9	11.3%
	無回答	110	-
	計	190	100.0%
	平均	42 事業場	

IV-3 労災二次健康診断の実績

(4) 特定保健指導実施事業場数

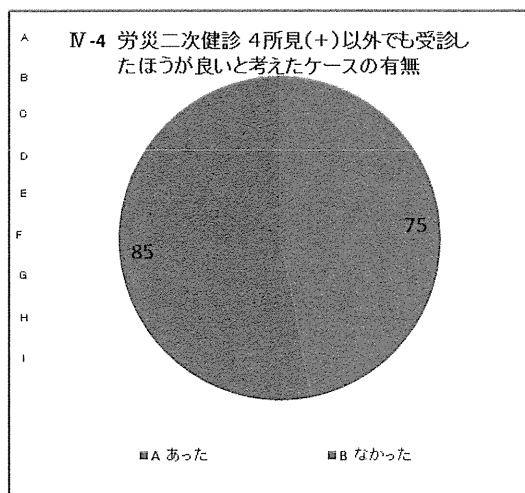
労災二次健康診断を受診した事業場のうちの特定保健指導を実施した事業場数について聞いたところ、「10 未満」の範囲の回答が 31 健診機関（51.7%）、「10 以上 50 未満」の範囲の回答が 12 健診機関（20.0%）などであり、受診者数と同様に少ない状況にある。1 健診機関当たりの平均事業場数は 49 事業場である。



区分	回答項目	回答数	%
A	10 事業場未満	31	51.7%
B	10～50 事業場未満	12	20.0%
C	50～100 事業場未満	8	13.3%
D	100 事業場以上	9	15.0%
	無回答	130	-
	計	190	100.0%
	平均	49 事業場	

IV-4 労災二次健診選定基準

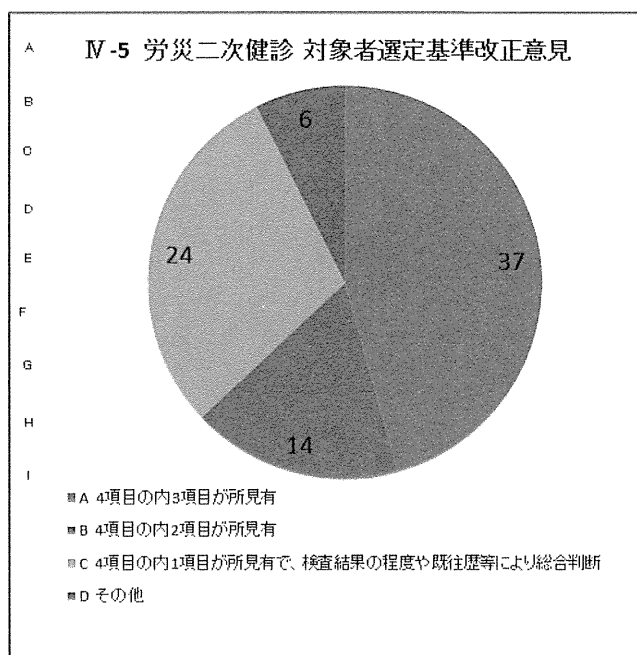
労災二次健診の現行の基準（①日万、②血圧、③血中脂質、④血糖値の全部に異常の所見がある）には該当しない者で、労災二次健診の対象者とした方がよいと考えたケースがあったかどうか聞いたところ、「あった」と回答した健診機関が 75 健診機関（46.9%）と半数近くを占めた。現行基準の見直しについて検討する余地があると思われる。



区分	回答項目	回答数	%
A	あった	75	46.9%
B	なかった	85	53.1%
	無回答	30	-
	計	190	100.0%

IV-5 労災二次健診対象者の選定に係る意見

前問で「あった」と回答した健診機関に対し、労災二次健診の現行の基準を改正する場合の意見を聴いた結果、「4項目のうち3項目に所見有」と回答した健診機関が37健診機関（45.7%）と半数近くを占めた。次いで「4項目の内1項目が所見有で、検査結果の程度や既往歴等により総合判断」と回答した健診機関が24健診機関（29.6%）、「4項目の内2項目が所見有」と回答した健診機関が14健診機関（17.3%）などであった。



区分	回答項目	回答数	%
A	4項目の内3項目が所見有	37	45.7%
B	4項目の内2項目が所見有	14	17.3%
C	4項目の内1項目が所見有で、検査結果の程度や既往歴等により総合判断	24	29.6%
D	その他	6	7.4%
	無回答	115	-
	計	196	100.0%

注 この質問は複数回答を求めているが、回答において複数回答があったために、「計」が回答健診機関数190を超えている。

IV-5 労災二次健診対象者の選定に係る意見

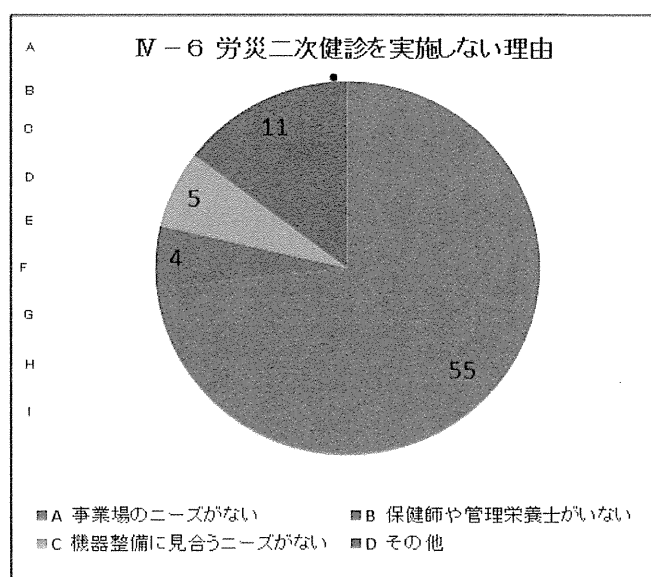
[Dの「その他」の内容]

1項目だけでも異常高値で未治療の者
2項目であっても当該項目の値が極端に高い場合は対象とすべきと考えます。
ぎりぎり基準値にひっかからなかったり、年齢
医師の判断による
産業医が必要と認めた場合
重症度による
数年にわたり、有所見項目がある者。経年的な変化を加味した対象者の選定
著明な高血圧や高血糖を放置している場合など

IV-6 労災二次健診未実施の理由（複数回答可）

労災二次健康診断に係る指定を受けている健診機関（129 健診機関）に対し、労災二次健康診断及びこれに基づく特定保健指導を実施していない理由を聞いた結果、「事業場のニーズがない」と回答した健診機関が 55 健診機関（73.3%）と多くを占めた。

「その他」の内容としては、中小規模事業場に理解されていない、保健師に時間的余裕がないなどがある。



区分	回答項目	回答数	%
A	事業場のニーズがない	55	73.3%
B	保健師や管理栄養士がいない	4	5.3%
C	機器整備に見合うニーズがない	5	6.7%
D	その他	11	14.7%
	無回答	124	-
	計	199	100.0%

IV-6 労災二次健診未実施の理由

[Dの「その他」の内容]

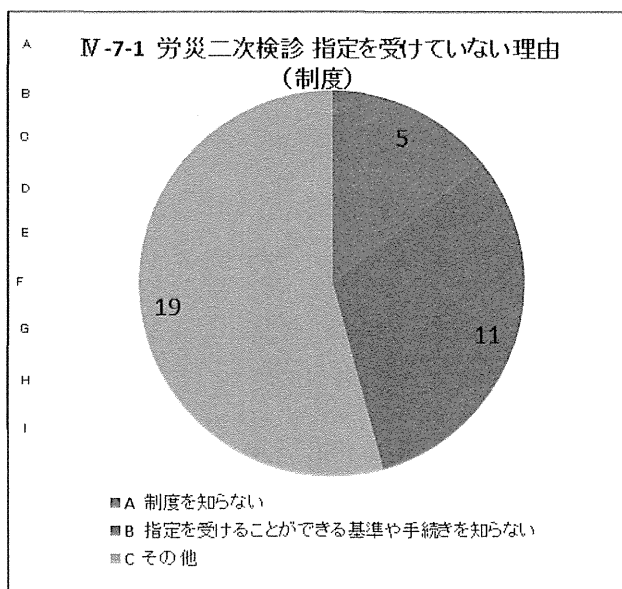
指定医療機関としての指定は、H25.10月受けたばかりのため
事業場が労災二次健診を使うと、労働基準監督署の指導が入ると思込んでいる為
主治医がいる 場所が遠い
受診者と時間が合わない。治療に結びつけている
受診者は、一定の規模を有する事業場に集中し、中小事業場になくことより、中小事業場まで理解が進んでいない。余裕がないと考える。
心エコーなど実施できるDrの不足（以前は実施していましたが、現在）のため労災二次健診が実施できず中止中です。
前年度は健診の申し込みがなかったため
対象者がいなかった。
担当者の理解度や事業場規模等によって、どのような位置づけで本制度を利用するかの捉え方が異なるように感じられる。もちろん、事業場の捉え方によって、ご本人の意識（受診するか否か）も左右されると思われる。
特定健診の保健指導と重なる為、特定保健指導がスタートしてから労災二次をリストアップしていない。
保健師に時間的余裕が無い為、保健指導は実施していない。

IV-7 労災二次健診に係る指定を受けていない理由

労災二次健診に係る指定を受けていない健診機関（55 健診機関）に対し、その理由を聴いた結果は次のとおりである。

(1) 二次健康診断等給付の制度

制度面については、「指定を受けることができる基準や手続きを知らない」との回答が 11 健診機関（31.4%）、「制度を知らない」との回答が 5 健診機関（14.3%）であり、「その他」の回答としては、巡回健診中心であるため、マンパワー不足等の体制未整備、必要性を感じない、などがあつた。



区分	回答項目	回答数	%
A	制度を知らない	5	14.3%
B	指定を受けることができる基準や手続きを知らない	11	31.4%
C	その他	19	54.3%
	無回答	155	-
	計	190	100.0%

IV-7 労災二次健診に係る指定を受けていない理由

(1) 二次健康診断等給付の制度

[Cの「その他」の内容]

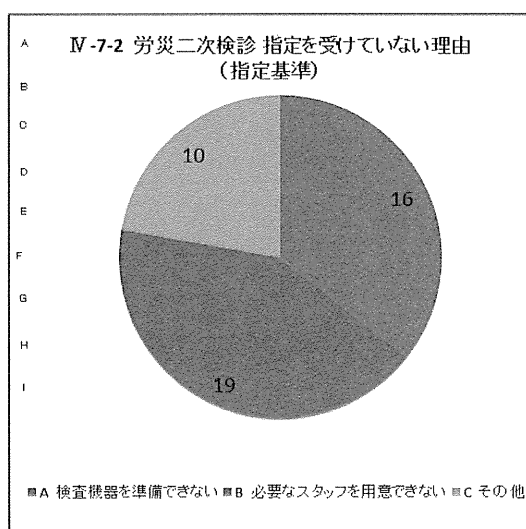
一次健診に主眼を置いている。
健康診断業務のみ
現在、事業におけるマンパワー不足のため指定を取消している。
現在のところ考えていない。
今後の検討課題
施設健診は非常に少なく、巡回健診（特に地域保健）を中心に健診事業を展開している
主に巡回健診を行っており、指定を受ける体制整備ができない
制度は知っているが、ニーズが少ないため。
知ってはいるが、手続きをしていない
当施設は病院ではないため
特に需要もなく、その必要性を感じなかった。
必要を感じない
労災二次健康診断の需要が無いので指定医になる必要性が少ない。
頸部超音波検査、胸部超音波検査実施体制が十分でない。スタッフが限られる為、日・場所（会場）が限定される。

IV-7 労災二次健診に係る指定を受けていない理由

(2) 指定基準

労災二次健診に係る指定の指定基準については、「必要なスタッフを用意できない」と回答した健診機関が 19 健診機関（42.2%）、「検査機器を準備できない」と回答した健診機関が 16 健診機関（35.6%）などであった。

「その他」の回答としては、巡回健診中心、指定基準を知らない、などがある。



区分	回答項目	回答数	%
A	検査機器を準備できない	16	35.6%
B	必要なスタッフを用意できない	19	42.2%
C	その他	10	22.2%
	無回答	152	-
	計	197	100.0%

IV-7 労災二次健診に係る指定を受けていない理由

(2) 指定基準

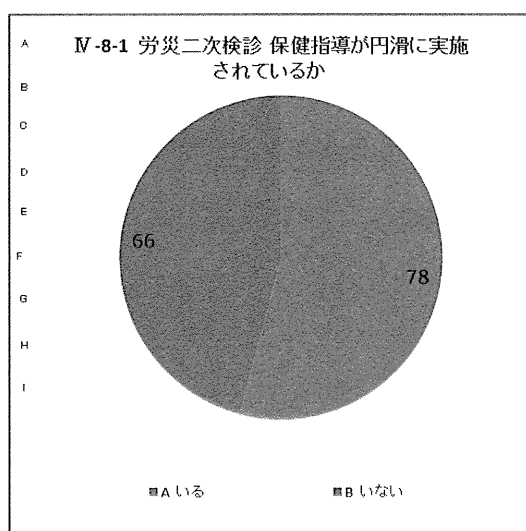
[Cの「その他」の内容]

CTなどの機器、設備を設えていない
一部整備中
健康診断業務のみ
健診項目の一部に対応できない
指定基準を知らない。
施設健診は非常に少なく、巡回健診（特に地域保健）を中心に健診事業を展開している
制度の指定基準を知らない
知らなかった。
問題無い。

IV-8 労災二次健診後の保健指導に関する考え

(1) 労災二次健診後の保健指導が円滑に実施されていると考えますか。

労災二次健診後の保健指導が円滑に実施されていると考えるかという質問に対し、「円滑に実施されている」と回答した健診機関は 78 健診機関 (54.2%)、「円滑に実施されていない」と回答した健診機関は 66 健診機関 (45.8%) であった。



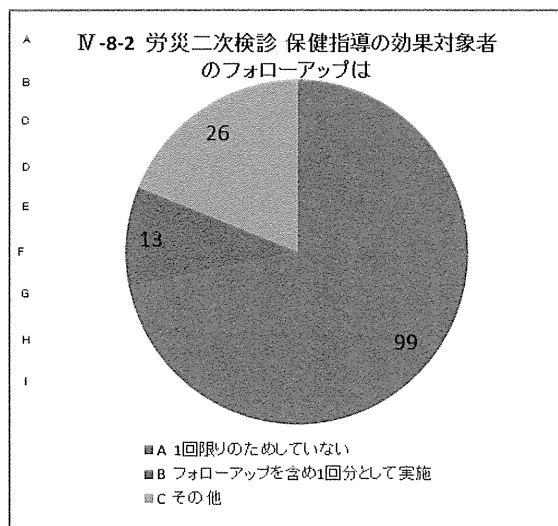
区分	回答項目	回答数	%
A	円滑に実施されている	78	54.2%
B	円滑に実施されていない	66	45.8%
	無回答	46	-
	計	190	100.0%

IV-8 労災二次健診後の保健指導に関する考え

(2) 労災二次健診後の保健指導の対象者についてフォローアップをしているか

労災二次健診後の保健指導の対象者についてフォローアップをしているかどうかという質問に対し、「1 回限りのためしていない」と回答した健診機関は 99 健診機関 (71.7%) と多くを占め、「フォローアップを含め 1 回分として実施」と回答した健診機関は 13 健診機関 (9.4%) などであった。

「その他」の回答としては、外来受診・医療機関紹介等を行う、講習会等他の形で行う、事業場・受診者の希望により実施する、対象者がいない、などであった。



区分	回答項目	回答数	%
A	1 回限りのためしていない	99	71.7%
B	フォローアップを含め 1 回分として実施	13	9.4%
C	その他	26	18.8%
	無回答	54	-
	計	192	100.0%

注 この質問は複数回答を求めているが、回答において複数回答があったために、「計」が回答健診機関数 190 を超えている。

IV-8 労災二次健診後の保健指導に関する考え

(2) 労災二次健診後の保健指導の対象者についてフォローアップをしているか

〔「その他」の内容〕

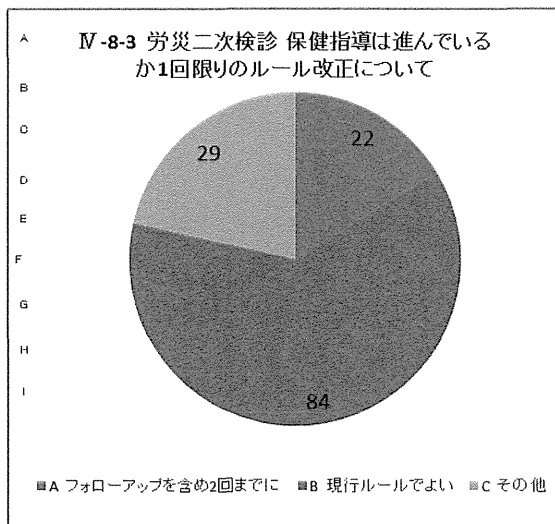
事業所の要望に応じて対応
<ul style="list-style-type: none"> ・治療が必要な方は通院の勧め（紹介状含む） ・対象者・事業所担当者、代表者・産業保健師・産業医に対し講演や研修会の実施
フォローアップは、採血指示ある場合は医療受診を勧奨 特定保健指導該当者は、この指導を平行して実施。
フォローは事業所であるべきである
希望者のみに実施・主治医へ報告とする
契約保健指導事業所の中でフォローすることもある
産業医が労災二次対象者全員に対して、1回フォローしている
事業所から保健指導の依頼があって実施する場合や特定保健指導を実施している場合
治療や経過観察が必要な場合には、近隣の医療機関および当会併設外来の受診を勧めている。
実績がない
受診者の希望でfollow upしている
対応出来ない
対象者がいないので未実施
対象者なし
特定保健指導の方が受診者に対する金額的負担が少ないと考えてしまう。
必要時、当日でも外来の受診につなげている。
労災二次健診を実施していない。

IV-8 労災二次健診後の保健指導に関する考え

(3) 保健指導は1回限りというルールを改正した方がよいとお考えですか

保健指導は1回限りというルールを改正した方がよいと考えるかという質問に対し、「現行ルールでよい」と回答した健診機関は84健診機関(62.2%)と過半数であり、「フォローアップを含め2回までとしてほしい」と回答した健診機関は22健診機関(16.3%)であった。

「その他」の回答としては、回数を増加する(制度改正又は自己負担)、ニーズ・希望を考慮する、などがある。



区分	回答項目	回答数	%
A	フォローアップを含め2回までに	22	16.3%
B	現行ルールでよい	84	62.2%
C	その他	29	21.5%
	無回答	57	-
	計	192	100.0%

注 この質問は複数回答を求めているが、回答において複数回答があったために、「計」が回答健診機関数190を超えている。